

経済建設委員会会議録

令和3年1月18日(月)
(開会) 10:00
(閉会) 11:27

【 案 件 】

1. 産業振興について

【 報告事項 】

- | | |
|------------------------------|-----------|
| 1. 飯塚オートレース場で発生した事故について | (公営競技事業所) |
| 2. 飯塚市地方卸売市場敷地の活用(企業誘致)について | (産学振興課) |
| 3. いいづかスポーツ・リゾート宿泊施設利用実績について | (商工観光課) |
| 4. 特定非営利活動法人嘉徳劇場理事会の方針内容について | (商工観光課) |
| 5. 飯塚市農業振興地域整備計画の策定について | (農林振興課) |
| 6. 工事請負契約について | (企業管理課) |
| 7. 飯塚市立病院の現状について | (企業管理課) |

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「産業振興について」を議題といたします。「飯塚市経済対策事業(コロナ関連)について」、執行部の説明を求めます。

○経済対策室長

今回、令和2年度新型コロナウイルス感染症に係る経済対策事業及び市内事業者実態調査について報告をさせていただきます。

資料1ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症に係る経済対策の視点につきましては、事業の継続と雇用の維持を最優先とした上で、感染症拡大防止と地域経済回復の視点、コロナ収束後の地域経済の活力向上の視点をもって総合的な取り組みを進めているところでございます。

次に、これまでに実施しております経済対策事業につきましては、予算計上時期ごとに分類し、事業名、事業概要、進捗状況を記載しております。これまで、9事業について経済対策事業を実施してきたところですが、各事業内容の説明については、既にご説明してきたところですので、割愛させていただきます。

また、各事業の状況につきましては、事業継続応援事業は10月30日をもって終了しておりますが、他の事業継続応援貸付事業、再就職(再雇用)応援事業、緊急雇用創出事業、IT導入等応援補助事業につきましては現在も実施しております。

次に2ページをお願いいたします。地域活性化応援券発行事業につきましては、11月11日に24万冊完売しております。なお、使用期限につきましては1月末までとなっております。

次に、一人暮らし大学生応援事業、新しい生活様式対応事業者応援事業、テナント入居事業者事業継続応援事業につきましては、既に事業を終了しております。

なお、進捗状況につきましては、令和2年12月末現在の数値となっております。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。9月から10月にかけて実施いたしました市内事業者の実態調査の結果について抜粋して記載しております。

この調査結果による課題につきましては、下段に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症により影響が出ていると回答した事業者は全体の77.8%であり、具体的に生じ

ている影響は、「売上・受注の減少」、「感染症防止対策に伴うコストの増加」が多い結果となっております。このことにより、売り上げの減少にあわせ、コストが増加することにより、資金繰りが悪化しており、その結果として、従業員の確保や雇用の維持が厳しい状況となっているものと検証いたしております。

続いて、資料4ページをお願いいたします。このような実態調査結果を踏まえ、令和3年1月以降の経済対策事業につきましては、経営に関する取り組みへの支援といたしまして、事業継続相談事業を開始いたしまして、事業者が直面している経営課題を解決する取り組みを開始いたしますとともに、感染拡大防止対策及び売り上げ増加につながる取り組みへの支援といたしましては、IT導入等応援補助事業の予算を拡充しております。

なお、引き続き、市独自融資制度であります事業継続応援貸付事業も継続して実施いたしておりますので、福岡県における緊急事態措置が実施される中、事業継続に取り組む事業者を応援していきたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

今、経済対策について、相談事業を中心に取り組むことの説明がありましたが、福岡県は16日からですかね、飲食店に対する緊急事態宣言が発令された状況で、また今後も飯塚市は引き続きどんどんしていかないといけないと思う状況の中で、特に今回は飲食店を中心とした対策がとられているようですが、申請方法、それに必要書類について、また別途発表する予定となっておりますという県の見解ですけど、細かく、もう少し細かく、今説明ができるのなら、ひとつ答弁をよろしくお願いします。どういうふうにしたら今、この飲食店業界の人たちに理解ができるのか、説明をお願いします。

○経済対策室長

質問委員言われますとおり、1月16日から2月7日までの間、福岡県の要請に協力した飲食店、喫茶店などに対しまして、1日当たり6万円、1店舗最大で138万円が支給されることとなっております。ただし、宅配やテイクアウト専門店、もともとの営業時間が5時から20時までの間である店舗は対象外となっております。また、申請受付期間は2月8日から3月7日、申請方法につきましては、電子申請または郵送申請の予定となっております。必要書類につきましては、本人確認書類の写し、通帳の写し、確定申告書の写し、店舗の外観全体がわかる写真、飲食店営業許可などを取得していることがわかる書類などとなっております。これらにつきましては、福岡県がチラシ等を作成しておりますので、本市事業者に対して広く周知をしてみたいと考えております。

○平山委員

ちょっとよくわからなかったんですけど、この申請は2月8日からですか。そうしたら、その2月7日まで営業している中で、1日6万円の保証というのは出てこないということですね。それと、前の飲食店の方たちの申し込みには、納税証明書とか、あと何がありましたか、もろもろのクリアしないといけない部分がありましたよね。今回の場合は、この飲食業の許可さえ持ってあれば、ほかの書類は要らないで、全店で出るんですか。そこのところをちょっとよろしくお願いします。答弁してください。

○経済対策室長

先ほど申しました福岡県が協力金のチラシを作成しておりますので、それに基づいて説明をさせていただきたいと思っております。必要書類につきましては、本人確認書類の写し、通帳の写し、確定申告書の写し、店舗の外観全体がわかる写真、飲食店営業許可など、営業に必要な許認可を取得していることがわかる書類の写し、営業時間短縮の状況がわかる書類の写しまたは写真、

酒類の提供時間がわかる書類の写しまたは写真というふうになっております。

○平山委員

この飲食店の業者に対して、国、県は食材やら、おしぼりやらを提供する業者にも、個人が20万円、事業者は40万円という、何と言いますか、協力金を出すというような内容と思っておりますけど、それはどのようですか。ひとつ答弁をお願いします。

○経済対策室長

緊急事態宣言の再発出に伴い、緊急事態宣言の対象区域の飲食店と直接、間接の取引があるまたは、緊急事態宣言での不要不急の外出、移動の自粛により直接的な影響を受けたことにより、本年1月または2月の売上高が、対前年度比マイナス50%以上減少していることを要件といたしまして、法人は40万円以内、個人事業主は20万円以内の額を支給する制度を経済産業省が発表いたしております。また、対象業種につきましては、食品などを飲食業に提供する事業者や旅館やタクシー事業者など、外出自粛で影響を受けた幅広い業種を対象とする見込みとなっております。なお、申請受付時期などにつきましては、経済産業省から公表され次第、広報紙等を通じて、事業者に広く周知していきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

閉会中の審査がきょうで終わるとのことなので、ちょっと「産業振興について」ということで2年間いろいろ協議をしてきたわけですが、その中で私を感じることは、農業に関するところが非常にちょっと薄いのではないかと、農業に関わっている私としては感じる場所がありました。今、日本の農業を見た場合でも、非常に厳しい現実があつて、日本の農業、農地を守るといふこと、それは自給率を上げるとか、環境を守る意味でも非常に重要な施策だと私は考えております。多分、間違いないと思います。飯塚市の現実を見るに、やっぱり農業者の高齢化、担い手の不足、それから新規農業者もあまりできてないというところで、非常にこれから先、厳しい——、耕作放棄地がふえたり、環境が破壊されたりというようになってくるのではないかと非常に心配しております。この前も話しましたが、私も営農組合の、一応形ですけど会長という、地域の会長ということではしておりますけど、それでも日に日にうちに頼ってくるというか、うちもオペレーターはいないんですけど、今度つくってくれと、やってくれと、と言っても手いっぱいのところが多んですけど。そういうこれから先、そういう担い手が不足して、耕作放棄地が非常にふえてくるのではないかと非常に危惧しております。それで、後の報告の中にも農業振興地域整備計画ですか、これの報告があるようですけど、これから先、農業に対し、もう少し力を入れてやっていただく——もう多分やっているのでしょうけど、こっちの目から見たら、まだまだ足りないかなというのがありますので、これから先、農業に対しても、力を入れて頑張ってくださいたいということを要望します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

委員長をお願いいたします。本委員会に特別付託を受けております「産業振興について」は、これまで執行部から、「飯塚市産業振興ビジョン2018-2022」や「第2次飯塚市観光振興基本計画」等の産業振興計画に基づく事業の内容や成果、進捗状況を中心に、産業振興に対する取り組みについて報告を受け、審査してきました。この間、執行部においては、企業等と未利用地を活用したい土地の所有者等との用地のマッチングに関する「企業立地用適地バンク」の創設や、飯塚産の農産品と加工食品を活用した飯塚市農産加工品ブランド化推進事

業の新商品開発・販売促進など、さまざまな取り組みを推進されていることは評価すべきものと考えております。今後も、産業振興に関する施策の充実を図り、特に今、城丸委員が言われたようなことを私も感じるんですけど、農業に関する振興はお願いしたいというふうに思っております。現在の飯塚市産業振興ビジョンに続く次期指針に盛り込み、本市の産業全体の成長や経済の活性化につなげていただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま深町委員から、本件について、調査終了としてほしい旨の申し出がありました。本日、調査終了について、お諮りするということでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「産業振興について」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について、報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚オートレース場で発生した事故について」、報告を求めます。

○公営競技事業所副所長

飯塚オートレース場で発生した事故について、ご説明いたします。

飯塚オートレース場で発生した事故に関しまして、令和2年12月2日付にて千葉地方裁判所書記官名で「第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状並びに訴状」が送達され、令和2年12月6日に受理いたしましたので、その概要を報告するものでございます。

本件事故につきましては、令和元年10月30日、午前10時40分ごろ、飯塚オートレース場において、競走会事務所での参加受け付けを済ませた選手が、選手ロッカー手前にあるふたが設置されている側溝を横切ろうとして、ふたの上に足を乗せたところ、ふたがずれたことにより、左足のかかとから深さ80センチメートルの側溝に落下し、左足を負傷する事故が発生したものでございます。

負傷後、病院2院で診察を受けましたが、腫れがひどく、地元へ帰省し詳しく検査を行うということで、同日17時10ごろに参加解除となり、帰省され、地元病院に受診されました。

負傷した選手のオートレースの参加につきましては、令和元年10月31日から令和2年1月5日までの6節を休場し、令和2年1月17日からの浜松オートでの普通開催にて復帰されました。

その後、選手及び選手弁護士より、民法第717条第1項に基づき損害額の請求についての通知書が、本市及び西日本小型自動車競走会宛てに通知され、8月14日に受理しました。

当該通知書の受理後、本市顧問弁護士へ法律相談しますとともに、西日本小型自動車競走会と通知書の取り扱いについて協議してまいりました。

この間、選手側に対し、本市及び西日本小型自動車競走会から具体的な損害賠償額の提示がないことから、選手側より令和2年11月18日に千葉地方裁判所に損害賠償請求の訴状が提出され、令和2年12月2日付にて千葉地方裁判所書記官名で「第1回口頭弁論期日呼出状及

び答弁書催告状並びに訴状」が送達され、令和2年12月6日付で受理いたしました。

訴状の概要としましては、飯塚市及び西日本小型自動車競走会に対し土地工作物責任による民法第717条並びに飯塚市に対し設置、管理する営造物の瑕疵による国家賠償法第2条第1項に基づく責任として、連帯して698万3959円の損害賠償及び令和元年10月31日から支払い済まで年5分の割合による金員の支払い並びに印紙代3万8千円の請求となっております。

今後につきましては、本市顧問弁護士と対応を協議しながら事務を進めてまいります。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

ここの発生状況に側溝を横切ろうとして、ふたの上に足を乗せたところ、ふたがずれたことにより、左足のかかとから深さ80センチの側溝に落下し、左足を損傷したということですが、なぜふたがずれたのかが1点、その事故発生後の処置は、その施設の処置はどういうふうにしたのか、その2点を確認させてください。

○公営競技事業所副所長

ふたにつきましては、大きさとしましては45センチ角の正方形の鋳物のふたでありまして、かなり重量もあるものですが、なぜずれていたかということに関しては、申しわけありません、わかっておりません。

その後の対応につきましては、当該ふたがずれていたということではありまして、現在番線で両サイド等へつなぐことによりまして、ずれを防ぐ形をとらせていただいております。

○道祖委員

事故発生後、番線でとめているということですが、それは施設ができたときからこの側溝のふたというのは、そういう固定をするようなものではなかったということですか。要は、それで十分にずれるとか、そういうことはないという、防止できるというものだったんですか。あんまり長く言うとも時間がかかるからあれですけど、経年劣化でずれたのではないのかと聞いているんです。わかりますか。物が古くなると、かたがたして、角が取れて、経年劣化でずれることはあり得ると思うんですよ。そういうことがあったのではないかと思うんです。日ごろの保守点検というのはそこまで気を配ってなかったから、そのずれに気がつかなかった、経年劣化というのについて気がついてなかったのではないかと私は思うんですけど。この施設ができて、どれぐらいになりますか。

○公営競技事業所副所長

当該の側溝及び側溝のふたにつきましては、従来からふたが開くような形にはなっております。これにつきましては、きちんとかみ合わせができていれば、ずれるものではございませんでした。

申しわけありません。当該施設につきましては、この選手ロッカーと言われます建物につきましては、昭和55年の建設でございます。

○道祖委員

昭和55年というと、40年近い建物ですよ。当然、恐らく、経年劣化も考えられると思うんです。改めて、この報告を受けて、全般的に考えることなんですけれど、競走会の施設というのはいつできて、今日までどういう改修をして現状に至っているのか、わかりますか。わからなければわからないでいいです。次のときに報告してもらえばいいです。私が聞き及んでいるところでは、競走会の施設関係は、今言ったようにこの建物そのもの、事故に遭った建物が、意外と宿舎とかそういうものよりも後にできたのではないかとは思いますが、それにしてもやっぱり40年たっていると。全体的にやっぱり建物が古くなっているのではないで

しょうか。だから、これをいい機会に、全般的に競走会の施設について見直しをしてはいかがかと思うんです。例えば、オートレースだけではなくて、ボートにしる、競輪にしる、いろいろな公営のがありますけれど、そういうところの一番新しい施設がどういうふうになっているか、比較検討してみたらいかがですか。たまたま事故が、こういう事故があったから気がついたんですけど、あの建物は古過ぎて、いろいろなところに問題を生じる可能性は出てきているのではないかと考えているんです。例えば選手の宿泊するところにしても、昔つくった建物で昔の処遇のあり方と、40年もたてば、やっぱ処遇のあり方も変わってきている。その選手の、選手そのものが団体生活をする中においても、個人のプライバシーとか、そういうものを今の若い人たちというのは大事にしますから、そういう建物になっているのかどうか。オートレースの競走に出るときに、レースに参加するときに、食事の対応やらをやっていると思いますけれど、そういう食堂の施設関係も改善されてきているのか。確かにお客様の部分についてはいろいろと私も中に入って目にしますから、改善については少しずつ進んでいるようなところもありますけれど、選手のいらっしゃる競走会の施設について、大きく改善したとかいう話は全然聞かないし、改善計画も出されてきてないと思うんですよ。これを機会にやっぱあり方について考えるべきではないかと私は思いますけど、その辺どう思われますか。

○公営競技事業所長

委員が申されますとおり、競走会の管理地区といいますけれども、そちら側についてもかなり老朽化施設が見受けられるといいますか、かなりの年数がたっている建物も結構ございます。そういったところも今後、競走会、また選手会等の意見も聞きながら、どういった形で整備していくかということも協議しながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○道祖委員

ぜひ検討していただきたいと思います。そういうことで選手の処遇をよくして、そして事故のないように、そして明るいレースが開催されるように願うところでございますので、よろしくご検討をお願いいたします。検討した結果については、どういう内容になっているか、ちゃんと報告していただきますようお願いいたします。

それと委員長もう1点、コロナ対策なんですけれど、入場者数が減っている。インターネット等で売り上げはある程度たってきていると言われておりますけれど、どうなんでしょう。市のほうは単年度、大体とんとんぐらいで行っていると思うんですけれど、責任施工をやっているトーターのほうの利益というのはちゃんと出ているんですか。出ている状況にあるのかどうか、どういう状況にありますか。コロナが生じたこの1年間。

○公営競技事業所長

本年度につきましては、委員が申されますとおり、インターネット等の売り上げが大変伸びております。まだ決算は出ておりませんが、現状でいきますと、過去5年間に比べて、トーターのほうも本年度については、若干黒字が出る見込み——まだ見込みとしか申し上げられませんので、決算が出た際にはまた、そういったご報告をさせていただきたいと思っております。

○道祖委員

トーターのほうの利益が出ているならばいいんですけれど、要は、本場の入場者数が減ってきていますよね。ほかのところもそうだと思うんです。それでインターネット等の売り上げが伸びているかもわかりませんが、そういうのを見ながら、もしトーターが赤字になるようだったら、それはそれなりに開設者として対応を考えてやるべき点もあるのではないかと考えておりますので、結果を見てご検討いただきたいと思っております。

それと、あそこには食堂等が入ってあって、当然それは入場者数に対しての売り上げになってくると思うんですけれど、入場者数がこんなに減ったら、食堂そのものの経営も成り立たないのではないかと考えるんです。それで、一応、一般の飲食業としての取り扱いを市のほうもや

っているのだろうと、補助の関係はやっているのだろうと思いますけれど、そういうものについて、何かやっぱりオートレース場——今後コロナが落ちついて、ちゃんとその業者さんたちが対応できるような対策——実態をちゃんと把握しているのか、そういうことはちゃんと業者さんたちとはお話しをされているんですか。

○委員長

報告以外への質問となっておりますが、要望でよろしいですか。

(発言する者あり)

○公営競技事業所長

現在入っております食堂関係者につきましては、定例ではございませんけれども、飲食業関係者での会議といいますか、集まりをやりまして、どういう状況かというのを、トーター、私どもも入りまして、状況報告等はあっております。ちょっと詳しい収支については、ちょっとこの場では申しわけないですが、申し上げることができませんけれども、そういった情報収集等はやっておりますので、1年間通してどれぐらいの営業利益とか、そういうのが上がっているのかというのは、また確認していきたいと思っております。

○道祖委員

オートレースはトーターさん、市、それと中に入っているいろいろな方々で運営されていますからね。お互いがちゃんと生きていけるように対応をお願いして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

今、この事故に遭った日からの時系列を見ているんですけど、事故に遭ったのが令和元年10月ですよ。そして左膝打撲、左膝・下腿皮下血腫の診断を受けていますよね。令和元年10月に事故に遭って、令和2年1月5日まで6節休場しているんですよ。それから、令和2年1月ということは、令和元年10月、11月、12月、令和2年1月、これで4カ月ですよ。それから令和2年8月に飯塚市及び西日本小型自動車競走会宛てに通知され、14日に受理したとあるんですけど、この間には、この選手の代理人と何の話もなかったんですか。急に来たんですか、損害賠償の請求は。急にその間、何も話がなくて、急に来たのでしょうか。ちょっとそここのところの説明をお願いします。

○公営競技事業所副所長

令和2年1月にオートレースに復帰してから8月までのお話しになりますけれども、選手とは、この間、お話をさせていただくことはございました。選手からお話がありましたのは、弁護士に相談したいけれども、新型コロナウイルスの関係もあって、弁護士と相談がまだできておりません。選手側の弁護士と相談した上で、弁護士から飯塚市のほうに申し出をさせていただきたいというお話があって、8月ということになっております。飯塚市と選手側の弁護士とこの8月以前にお話ししたことはございません。

○平山委員

非常に対応が遅いというか、悪いというか、これ聞いたら日本選手権の前検日でしょう。日本選手権と言ったら、1年に1回の、オートレースの選手にとってはものすごく名誉のあるレースなんですよ。これ非常に賞金も高いんですよ。そういうところにやっぱり必要とされる選手であれば、やはりそれなりの年間の今は本当にオートレースは賞金下がっております。下がっておりますけど、やはり、本当に1年に1回の日本選手権、日本一になるためのレースの前検日に、そういうけがに遭われて、その間6節休んだとありますけど、何でレースの選手と、飯塚市とまた競走会が訴えられるような対応をとったのか。何か情けないというか、本当にもう少し市としても、その弁護士さんなり、選手なりと解決に向けて前向きに進めてほしかったと思うんですけど、今もう裁判になったと今聞きましたよね。裁判になった中で市と

して、もう弁護士任せですかね。和解をしようという気持ちはあるんですか。答弁をお願いします。

○公営競技事業所副所長

今回、訴状が提出されまして飯塚市、それから西日本小型自動車競走会、それぞれ弁護士を立てております。あと、裁判所もございまして、裁判所それから弁護士との調整にはなりますが、和解ということも出てくる可能性はあるという認識でございまして。

○平山委員

そうですね、なるべく早く解決できるようにお願いしておきます。

それと、このコロナ禍の中でも、オートレース場は20時まで開催するんですよ。そして、5千人以下の入場はするんですよ。この1年間、飯塚オートレース場もコロナの関係で、今、無料バスも走ってない状況です。やっぱりコロナの状況下の中、無料バスを出してくれというお客さんの声も多々あったと思うんですけど、やはりそのバスの中で感染があってはいけないということで、今、無料バスも停止と言いますか、廃止と言いますか、そういう事態になっております。この1日5千人以下とありますけど、今、1日どれぐらいお客さんが入っておりますか。わかったらお答えください。

○公営競技事業所副所長

現在のお客様でいきますと、普通開催のオートレース、それから場外発売でいきますと1千人に満たないようなお客様の状況であります。グレードレースにおきましても2千人強ぐらいのお客様の状況となっております。

○城丸委員

この訴訟に関して、選手の管理はJKAがやっていると思うんですけど、施工者に関してもJKAがやっております。この訴訟に関して、JKAというのはどういう立場で、どういう指導をやっておりますか。

○公営競技事業所副所長

この件、訴訟に関しましてはJKAには情報提供はしておりますが、特段JKAからの助言や指導というものはございません。

○城丸委員

そうしたら、完全にその選手と競走会の関係だけということですね。JKAは何も関与しないと。おかしいですよ。JKAをちゃんと使用しないとね、こういうときに。一応それは意見です。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市地方卸売市場敷地の活用（企業誘致）について」、報告を求めます。

○産学振興課長

飯塚市地方卸売市場敷地の活用につきまして、ご報告いたします。

掲載しております資料のほうをお願いいたします。地方卸売市場移転後の地方卸売市場敷地における企業誘致につきまして、地元住民及び商業関係者の皆様への説明を行いましたので、その概要を報告するものでございます。

資料1 説明内容をお願いいたします。

昨年11月27日に株式会社イズミと締結しました協定書の内容につきまして、商店街関係者の皆様には、昨年10月20日から開催しております「中心商店街活性化に関する勉強会」において説明し、地元の皆様には菰田・堀池地区活性化事業とあわせて説明しております。

説明状況につきましては、資料に記載のとおりでございます。

主な意見といたしまして、地元自治会から保育所の園庭となるような公園整備のご要望が、また、まちづくり協議会からJR飯塚駅の乗降客の増加につながるような取り組みを、とのご意見を、商業関係者の方から、既存商業者が大型商業施設の開設に備えることができるよう、開設には一定の時間をかけるべき、また、市内の消費者を取り合うのではなく、市外の消費を呼び込めるような施設としてほしい、といったご意見をいただいております。

引き続き、事業の円滑な推進に向け、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、ご報告いたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「いづかスポーツ・リゾート宿泊施設利用実績について」、報告を求めます。

○商工観光課長

いづかスポーツ・リゾート宿泊施設利用実績について、報告いたします。

前回の経済建設委員会で10月までの施設稼働率を報告しておりました。今回は、その分に11月分を加えた施設稼働率を1枚目に掲載しております。

資料2枚目をごらんください。利用者がどの地域から来られているのかを掲載しております。上段の表につきましては、福岡県を4つの地域に分けており、さらに筑豊地域を市内・市外に分けて掲載しております。このことから、自家用車などで気軽に往復できる福岡地域からの利用が多くなっていると考えております。

次に下段の表につきましては、全国を8つの地方に分けたものとなっております。北海道地方からの利用者はございませんが、東北地方からの利用者もあり、少しずつではありますが、遠方からの利用者が出てきております。

今後も、利用者の増加を図るとともに、地域経済の活性化に努めてまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○平山委員

単純な質問ですけど、今利益は上がっているのですか。

○商工観光課長

利益につきましては毎月報告をいただいておりますので、そこからいきますと、4月から7月、これは1回目の緊急事態宣言の関係もありますので、ちょっとマイナスのほうに傾いております。その後、8月から11月末現在の状況につきましては、利益が上がってきておりますので、今のところまだ、全体というか11月までを通して言えば、まだマイナスにはなっております。今回の緊急事態宣言を受けて、Go To トラベルの関係もちょっと一時停止しておりますので、先日、リトリートというか、いづかスポーツ・リゾートの経営陣のほうにお聞きしますと、3月までにこのマイナスを取り返すのはちょっと厳しいかもしれないという報告を受けております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○道祖委員

せっかくこれだけ全国に広がってきているのですから、うまく宣伝を、PRをして、コロナ対応後の集客に対して努力していただきたいと思います。だから、そのためには市のほうも積極的に運営会社のほうとタイアップしていくとか、いろいろ考えて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「特定非営利活動法人嘉徳劇場理事会の方針内容について」、報告を求めます。

○商工観光課長

特定非営利活動法人嘉徳劇場理事会の内容について、ご報告いたします。

嘉徳劇場につきましては、現在NPO法人により管理運営が行われておりますが、昨年11月30日に、NPO法人の解散及び残余財産について、社員総会前の理事会を開催し審議されております。

その内容につきましては、NPO法人の運営状況などを説明し審議した結果、解散することで可決。解散に伴う財産の精算終了後の残余財産につきましては、飯塚市に譲渡することで、可決されていると報告が来ております。

この報告を受け、今後、飯塚市の方針決定やNPO法人と必要な協議を行ってまいります。

なお、正式な解散につきましては、社員総会にて決定されますので、NPO法人による日程調整が現在行われております。

今後の動向につきましては、適宜報告をさせていただきます。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市農業振興地域整備計画の策定について」、報告を求めます。

○農林振興課長

飯塚市農業振興地域整備計画の策定について、ご報告いたします。

平成30年度から令和2年度の3カ年をかけまして実施しております「飯塚市農業振興地域整備計画」の策定につきまして、令和2年12月21日に諮問機関であります「飯塚市農業振興地域整備促進協議会」より計画(案)につきまして答申がありましたので、今後、福岡県への意見照会及び公告縦覧等を実施していくことから進捗状況について報告するものでございます。

資料1「飯塚市農業振興地域整備計画の策定について」をお願いいたします。

まずは、概要について説明いたします。

農業振興地域整備計画とは、おおむね10年を見通し、優良な農地を保全するとともに、農業振興のため各種施策を計画的に実施するため市町村が定める農業振興の計画であります。

事業の目的でございますが、農業振興地域の整備に関する法律において、農業振興地域整備計画を策定した市町村は、「農業振興地域について、おおむね5年ごとに、農業振興地域整備計画に関する基礎調査として、農用地等の面積、土地利用、農業就業人口の規模、農業生産などの事項に関する現況及び将来の見通しについての調査を行うものとする。」とされており、また、国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」では、「一つの市町村に複数の整備計画が存在する場合には、速やかに整備計画の統合を行うことが望ましい。」と示されておりましたことから、本市におきまして、合併後既に10年が経過しておりますが、同法に規定された調査を一度も行っておらず、旧1市4町において策定された農業振興地域整備計画において運用を行っておりますので、平成30年度から令和2年度の3カ年をかけまして、新市として統合した整備計画を策定するものでございます。

3番目の農業振興地域整備計画策定状況につきましては、合併前の旧1市4町の計画策定及

び見直しの経過を表にしております。

4番目の計画策定の基本方針ですが、この方針につきましては、整備計画書の第1「農用地利用計画」に関する基本方針でありまして、まず、旧1市4町で異なった農用地区域、いわゆる青地の管理方法の統一化。これにつきましては、旧穎田、庄内では、農用地区域（青地）で管理しておりました。また、旧飯塚、穂波、筑穂では農用地区域外（白地）で管理しておりましたので、これにつきましては、農用地区域（青地）での管理に統一いたします。それと、最新の土地台帳を用いた地番の整理。現に農用地区域（青地）として指定している土地については、原則として継続して指定しております。ただし、基礎調査の結果、集団化していない農地（連たん性のない農地・狭小農地等）、現況が森林原野化した農地及び公共事業により道路等となった農地の農用地区域（青地）からの除外、また、農業用施設用地は、農用地区域（青地）への編入を検討しており、その結果、2ページ目の5. 農用地区域策定の結果の表にありますように、農用地区域（青地）から除外した面積は合計で124.05ヘクタール、青地に編入した面積は2.1ヘクタールとなっており、その下の6の表では、農用地区域内の用途ごとの計画策定前と策定後の増減をあらわしており、この表によりますと、農用地区域（青地）の面積につきましては約121ヘクタールの減となっております。

次に、資料2の「基礎調査資料」ですが、こちらにつきましては、基礎調査に基づき作成したものが基礎調査資料となります。基礎調査資料につきましては、旧1市4町の計画資料、農業センサスなどの統計調査資料、市が策定している各種計画、各種補助事業など既に公表、実施しているものをまとめたものであり、その作成方法は国の「農業振興地域制度に関するガイドライン」に基づいております。

基礎調査資料は全12項目で構成されており、飯塚市の人口、農業者、農業関連の動向の現在及び今後の見通しについて記載したものとなっております。

次に、資料3の「計画書」をお願いいたします。資料3の計画書につきましては、基礎調査資料（案）に基づき作成した飯塚農業振興地域整備計画書となっており、主なものとしましては、計画書1ページから5ページでは、「農用地利用計画」の策定について記載しております。先ほど言いました農用地区域（青地）の部分について、計画書の後ろのほうに別記として、農用地利用計画として、農用地区域及びその区域内にある土地の用途区分を定め、表記しております。

7番目の今後のスケジュールですが、今後、計画書（案）につきましては、県へ意見照会を行い、回答があり次第、公告縦覧等を経まして、県への協議文書を提出し、県知事の同意を得まして、計画決定の公告となります。

以上、簡単ではありますが、飯塚市農業振興地域整備計画の策定についての説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○道祖委員

農業振興でちょっと考えるところがあるんですけど、というのは、資料2に出ておりますように、飯塚市の地域の開発構想でいろいろな計画があります。その中で、飯塚市立地適正化計画がありますけれど、この計画の中で、農地を用途変更するような場合が出てきますけれど、こういうときはスムーズに用途変更ができるようなシステムになっておるのかどうか、これについては関係部署できちっと打ち合わせ等が行われているのかどうか、確認させていただきたいんですけど。

○農林振興課長

今の件につきましては、当然関係団体との協議とか、県との協議も必要になってきますので、その辺は随時、その事象が出てきたときに協議していきたいと思っております。

○道祖委員

飯塚市立地適正化計画というのは、まちづくりのためにいろいろと考えられてつくられた計画なんですけれど、そこに、今回、目指す優良な農地があった場合、それが用途変更可能なかどうかということなんですよね。どっちを優先するのかと、いつもまちづくりの中で考えるんですけれど、どちらとも必要なんですけど、どちらを優先するのか。もうそれはやっぱりケース・バイ・ケースだと言われればそのままかも知れませんが、どちらを主体にするか、例えば飯塚市立地適正化計画については、コンパクトシティというか、拠点集中型の開発という形になっているわけですよね。それでまちづくりをしていこうと。マスタープランの中でも今度はそういうものがきちっと掲載されていていっているわけなんですけど、そこに優良農地があった場合に、スムーズに協議ができるように、そしてそれが、私の場合だったら、コンパクトシティをつくるならそっちのほうが優先かなと思うんですけど、いろいろ立場がありますから、なかなか思うようにいかないんでしょうけれど、その点についてどういうふうに市として全体の都市像として考えていくのか、各担当課のほうでよくよく考えて、まちづくりに取り組んでいていただきたいと思うんですけど、この点について、どなたかまとまったような考え方を示すことができますか。

○農林振興課長

今委員がおっしゃいますように、当然、飯塚市全体としてのまちづくり振興も大事な面、やはり農業振興も大事でありますし、優良農地の保全・確保というのも大事な面があります。ですから、その場合には当然、市全体として協議しながら取り組んでいきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

ちょっと今わからなかった点がありますので聞かせてください。青地とかいうのは、いわゆる第1種農地のことですか。

○農林振興課長

青地というのは農業振興地域の中でも、実際そこを開発する場合に除外申請が必要な区分の土地になっています。例えば、白地といいますところは当然、地域外のところになるんですけど、そこを仮に自分の事業に転用したい場合につきましては、除外申請がなくこの農業委員会での転用の手続になるんですけど、仮に青地に指定されておる場所を事業開発しようと思ったときには、まずはその除外申請していただいて、それから転用の手続という形になっていくかと思えます。

○城丸委員

私の認識が———同じだと思うんですけど、第1種農地と第2種農地の違いかなと思えますけど、第1種農地は県に除外申請が要りますよね。そして第2種農地はもうすぐ農業委員会にかけられると。そういうことですよね。そして、第1種農地の中で117ヘクタールもそういう森林原野になった土地があるという意味でしょうか。除外というか、今回除外されたんですか。

○農林振興課長

この場合の森林原野化した農地というのは、実際現況調査をいたしまして、もう実際農用地として、この青地指定から外した分ということではなくて、実際の調査を行った分になってきます。ですから、荒れ果てたちょっと山林の部分ということで除外しております。

○城丸委員

それは一つちょっとあれですけど、除外というのは県に対して除外申請が要りますよね。これ。これを経ずに飯塚市独自で除外したということなんですか。

○農林振興課長

先ほど今後のスケジュールで申しましたように、今回、あくまでも計画の案として、こういった形で除外と編入の部分があります。これを当然、県のほうに協議として出した中で県の同意を得まして、向こうの許可が出ましたら初めてこれが通るような形になってきます。ですから当然、県との協議と県の同意が必要になってきます。

○城丸委員

そうしたら、私の言う第1種農地、青地からこれを除外したいということで県に申請することなんですかね。扱的にはどう変わってくるんですか。要するにすぐ転用できるようにするという意味ですか。

○農林振興課長

基本的に先ほど言いました青地が全て第1種農地とは限りませんので、青地の中にも1種、2種がありますので、そのところで若干手続の違いが出てくるかと。

○城丸委員

青地の中に1種、2種があるのか。でも青地というのはあれでしょう、除外申請が要るわけでしょう、全部。2種は要らないわけですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:02

委員会を再開します。

○農業委員会事務局長

農業委員会事務局のほうから説明をさせていただきたいと思います。今おっしゃっていた青地の地区の中にも、第1種農地、第2種農地、混在しているところがございます。第1種農地を転用しようとした場合につきましては、第1種農地は基本的に転用ができないんですけども、例外規定等に合った場合に転用が可能となります。第1種農地というものにつきましては一団の連担した農地があって、それが10ヘクタール以上の連担がある場合等について第1種農地と判断されます。それ以外で第2種農地、第3種農地というところがございますけども、今の青地の地域とは若干異なる場合がございます。

○城丸委員

そうすると例えば、鎮西地区のなんかは小中一貫校ができましたけど、そういうのは特殊な例ということで、そういう第1種農地でも公共用地ということで転用できるということなんですよ、多分ね。ただ、その青地の中でも1種、2種があるということ。その10ヘクタールまとまらないところの農地は第2種農地になる可能性があるということなんですかね。わかりました。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○平山委員

今までいろんな質問がありましたけど、農地で農振地域であろうが、農振地域でなくても、今この1市4町の中の田んぼ、それと畑、現状を見て回ったら農振地域の中の一角でも、もう何年も草が生え放題で、幾ら地域の農業委員さんたちが見回って、その整備をしてくれと言う中でも、なかなかできてないところはもう多々あるんですよ。そういうところの農振除外の申請があったとき、飯塚市はなるべく早く対応できるように、やはり、そういう動きといたしますか、農業委員会が月に何回とか、ずっと段階がありますよね。それをまたちゃんと踏んでいかないといけないとは思いますが、その中でももうそういうところは、幾らこの農業を担うべき者の育成をしていたとしても、もう担い手がいないんですよ。そういう要望があったところは、やっぱりもういち早く、田んぼであろうが畑であろうが、農振除外をしてほしいと

思うんですけど、今後そういう対応に向けての機敏さ、敏速さはどういうふうにしてくれますか。ちょっと答弁をお願いします。

○農林振興課長

今言われますように、青地の中で実際耕作されてなくて荒れておるといことなんですけど、基本、そういった土地につきましても、農振除外の手続を踏むような形になります。例えば、実際その土地をどういった目的で変更するのかという計画書とか、それを転用の見込みがあるのかとか、一概に今言ったように、もうつくる人がいないとか、荒れているからといって、恒久的に白地のほうに除外というようなことはちょっと今のところ考えておりませんので、それは通常の手続になってくるかと思えます。

○平山委員

それはもちろんわかっております。農地を転用する場合にはどういう理由で転用したいという——、それはもちろんですよ。理由がありますから。そういうのがぴしゃっと書類上に出てきたら、それをやっぱり農業委員会でいち早く飯塚市も一緒に協力して、なるべく地主さんの要望に応じて、農振除外ができるようにしてくださいということなんです。わかりますか。よろしくをお願いします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休憩 11:07

再開 11:16

委員会を再開いたします。

次に、「工事請負契約について」、報告を求めます。

○企業管理課長

工事請負契約の締結状況につきまして、ご報告いたします。

今回、報告をいたします工事は、土木一式工事1件「水江雨水ポンプ場新設（その2）工事」でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、「条件付き一般競争入札実施要領」及び「運用基準」に基づきまして、市内土木一式工事のS等級またはI等級に格付されている要件等を公告し、入札を執行いたしました。

次に、入札の結果についてご説明いたします。資料「工事請負契約報告書」をお願いいたします。8者による入札を執行し、その結果、落札額1億2503万5900円、落札率89.54%で、林田コンクリート工業株式会社が落札しております。

なお、本件の入札につきましては、最低制限価格によります8者中8者の同額応札があり、地方自治法施行令の規定に基づき、くじ引きにて、落札者を決定いたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○企業管理課長

飯塚市立病院の現状について、ご報告いたします。

資料1ページをお願いいたします。まず、医師及び看護師数の状況についてご説明いたしま

す。

医師数でございますが、右端の欄のところ、令和2年4月1日（緑色部分）と令和2年12月1日（黄色部分）を記載しております。これを比較しますと、常勤医師は、リハビリテーション科が1名増、耳鼻咽喉科が1名減の計34名となっております。非常勤医師は、リハビリテーション科が1名減で計30名となっておりますが、これは常勤医師になったことによる減でございます。合計では1名減の64名となっております。

次に、下段の看護師数でございますが、正規職員が2名の増で157名、臨時職員は増減なしの39名、合計で196名となっております。

続きまして、資料2ページをお願いいたします。こちらは、診療科目別患者数の月別推移表でございます。

表の右側の着色部分になりますが、第3四半期までの延べ患者数を前年同時期と比較しております。中央の黄色部分に、令和2年4月から11月までの延べ患者数を記載しておりますが、入院で4万810人、外来で7万2478人でした。これを緑色部分の令和元年度の同時期と比較しますと、入院で2782人、外来で1万1222人の減となっております。

呼吸器外科及び乳腺外科といった外科系の患者数は昨年度より増加傾向にありますが、前回、前々回の委員会でも報告しておりますとおり、新型コロナウイルスの影響による受診控えが大幅な患者数減の要因となっております。しかしながら、9月以降、徐々に回復しておりますので、今後も引き続き動向を注視してまいります。

次に、1日当たりの患者数では、入院で167.3人、外来で366.1人となっております、前年度同時期と比較しますと、入院で11.4人、外来で58.8人の減となっております。

病床利用率につきましては66.9%で、前年度より0.7ポイント減少しております。

現在、市立病院においては、新型コロナウイルスの院内感染予防に全力を傾けつつ、通常診療に従事する中、地域のクリニックへの訪問活動等により紹介率の向上に努めているところでございます。

以上、飯塚市立病院の現状についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

コロナ感染症で、通院数が減ってきている、患者さんが減っているというのは理解するんですけど、ちょっと内容的に見ていて、細かく確認だけさせていただきたいと思うんですけど、整形外科ですね、整形外科の入院数と外来数が前年度に比較して4690人ですか、減っていますけれど、これはコロナだけの内容ですか、やはり。と申しますのは、何でかというところ、これ、整形外科とかいうとリハビリ等が絡んでくると思うんですけど、今ぱっと見たら、整形外科とリハビリで半数ぐらい減が占めるように見えるんですけど、やはり何かほかの要因があるんだとしたらその要因を潰さないと、今後営業的に伸びていかないのではないかなというふうに、ふと思いましたので、その辺はどうなんですか。

○企業局長

昨年度、整形外科の先生が1名退職をされまして、開業をされております。その影響が出ているというふうに伺っております。

○道祖委員

いつも優秀な先生は開業したらお客さんを連れていきますね。前回は内科じゃなかったですか。小児科か。小児科が開業したらどっと減ったじゃないですか。そういうことなら理解いたしますけど、ただ、運営的にやはりここが減ると大きな要素を占めているみたいですから、その辺は病院とよく話ししながら、お客さんを確保するように、お客さん確保するはおかしいかもわかりませんが、やはり、ふやさないと経営的にうまくいかないと思いますので、その対応

方よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

東京都あたりは、コロナ感染症の受け入れ先として公立病院ということでやられております。福岡県もかなり医療体制が逼迫した状況に近づきつつあると。飯塚でもかなり感染者が出ておりますけど、コロナ感染症後の受け入れに対して、この市立病院は何か考えてありますか。

○企業局長

コロナ感染患者の受け入れにつきましては、昨年度から数回にわたりまして協議をさせていただいております。そうした中で、病院としても内部会議の中でいろいろ議論をされていった中で、1月12日の内部会議におきまして、最終的に皆さん方のご理解をいただいたということで、これから受け入れに対して準備を整えていきたいということで、それにつきましては、今後、保健所とも協議しながら、どういった形で受け入れ体制を整えていくかということで、協議して進めていくということで伺っております。

○城丸委員

私もやっぱり公立病院の義務としてというか、やっぱり今逼迫した状況になったら、もう絶対受け入れる、1番に受け入れる体制が要るんだと思います。それで今もう準備中ということですので待ちたいと思いますが、今かなりふえてきておりますので、できるだけ早く受け入れ体制を整えていただきたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

病院の関係ですけど、患者さんはいろいろ意見があると思うんですけど、そういうことに対するアンケートですかね、患者さんに対するアンケートとか、年に何回かをとるか、こういうことをやってほしいとか要望とかいろいろあるので、そういうのをとってまとめて、患者さんの要望とかを聞くようなことはやってあるのでしょうか。

○企業局長

それにつきましては、患者様の声としてアンケートをとっております。それを年に2回、市立病院と私どものほうで運営協議会というのを開催しております。その中で、どういった内容かということをお上げていただいて、それに対する改善策、こういったものを議論させていただいているところでございます。

○深町委員

内容的な、そういうふうな報告とか、議会とかこういうところでちょっとされたりされますかね。どういうところが問題があったよとか、どういうことがしてほしいとかいうのが、やっぱりいろいろあるんでしょうけど、そういうのは、年に2回やられたんですかね。そういうのを、こういう要望がありますと、こういうことをやりますとかいうのをまとめたところでいいんですけど、ありましたみたいな話ができれば聞かせてほしいと思います。

○企業局長

ご指摘の点につきましては、今後、報告をさせていただきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。